

7ページをお願いいたします。中段の5款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費交付金でございます。1節普通交付金は、保険給付費分が県から交付される分で10億6,008万円を見込んでおります。また2節特別交付金は、保険者努力支援分、特別調整交付金などで5,296万5,000円を見込んでいます。下段の7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金でございます。1節保険基盤安定繰入金7,443万6,000円、4節財政安定化支援事業繰入金2,015万円を見込んでいます。

8ページをお願いいたします。2段目、8款、1項、2目、1節繰越金2,500万円で前年度繰越金でございます。中段の9款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料。1目一般被保険者延滞金、1節延滞金200万円でございます。同款、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節第三者納付金100万円をこれまでの実績をもとに見込んでいます。

2ページ飛ばしまして11ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。中ほどの2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金補助及び交付金9億60万円、前年度と同額でございます。一人あたり38万円の2,370人分を見込んでおります。下段の同じく2款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1億5,600万円を見込んでおります。前年度と比較してマイナス1.5%、240万円の減となっております。

1ページ飛ばしまして13ページをお願いいたします。上段の2款、6項、1目出産育児一時金は10名分、420万円を見込んでおります。次の3款国民健康保険事業費納付金、1項、1目一般被保険者医療給付費分2億3,664万3,000円、前年度と比較でマイナス2.1%、504万3,000円の減となっており、その下段の3款、2項、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分6,114万9,000円、更に下段の3款、3項、1目介護納付金分2,250万3,000円を見込んでおります。

14ページをお願いします。上段の5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費、12節健康診査委託料894万9,000円、これはふるさと総合健診をはじめ、特定健診分でございます。

1ページ飛ばしまして16ページをお願いします。上段の10款、1項、1目予備費3,189万円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第18号議案、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計予

算について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を990万3,000円とするものでございます。前年度予算と比べまして76%の増額となっております。

2 ページをお開きください。歳入でございます。2 款使用料及び手数料は150万1,000円、1 項使用料が150万円、2 項手数料が1,000円でございます。前年とほぼ同額でございます。5 款繰入金は840万1,000円、1 項一般会計繰入金でございます。前年比100.7%の増額でございます。6 款諸収入1,000円、3 項延滞金・加算金及び過料でございます。前年度と同額でございます。歳入合計は990万3,000円でございます。

3 ページは歳出でございます。1 款総務費は788万1,000円、1 項総務管理費でございます。前年比118.7%の増額でございます。3 款公債費は182万2,000円でございます。前年度と同額でございます。4 款予備費は20万円でございます。前年度と同額でございます。歳出合計は990万3,000円でございます。

4 ページは歳入予算における前年度との比較でございます。

5 ページにいきます。歳出予算における前年度と比較及び財源内訳でございます。歳出合計は前年比76%の増額でございます。財源構成比としましては、その他が15.2%、一般財源が84.8%でございます。

6 ページをお開きください。歳入についての説明でございます。2 款、1 項、1 目簡易水道使用料は150万円で、1 節簡易水道使用料でございます。2 款、2 項、1 目簡易水道手数料は1,000円で、1 節簡易水道手数料の督促手数料でございます。5 款、1 項、1 目一般会計繰入金は840万1,000円で、1 節一般会計繰入金でございます。6 款、3 項、1 目延滞金は1,000円で1 節延滞金でございます。

7 ページは歳出についての説明でございます。1 款総務費は1 項、1 目一般管理費が788万1,000円で、2 節給料1,110万円、3 節職員手当等99万8,000円、10 節需用費381万3,000円、12 節委託料124万6,000円が主なものでございます。

8 ページをお開きください。3 款公債費は、1 項、1 目、2 2 節地方債元金償還金が155万2,000円、1 項、2 目、2 2 節の地方債利子償還金が27万円でございます。最後に予備費は20万円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第19号議案、令和3年度南関町介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億873万2,000円と定めるものでございます。前年度比較3,405万7,000円の増プラス2.5%の予算編成とさせていただいております。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款保険料、1 項介護保険料2億2,970万7,000円で前年度から4.6%の減でございます。次に2 款使用料及び手数料、1 項手数料1 万円でございます。次に3 款国庫支出金3 億8,900 万円で前年度から5.7%の増でございます。1 項国庫負担金2 億4,057 万2,000 円で、2 項国庫補助金1 億4,842 万8,000 円でございます。次に4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金3 億6,669 万5,000 円で前年度から2.5%の増でございます。次に5 款県支出金1 億9,553 万8,000 円で、前年度から3.1%の増でございます。1 項県負担金1 億8,585 万2,000 円、3 項県補助金9 68 万6,000 円でございます。次に6 款財産収入、1 項財産運用収入2,000 円でございます。次に7 款繰入金2 億1,927 万7,000 円で、前年度から12.8%の増でございます。1 項一般会計繰入金2 億927 万7,000 円で2 項基金繰入金1,000 万円でございます。次に8 款繰越金、1 項繰越金500 万円でございます。次に、9 款諸収入3 50 万3,000 円で、前年度から5.5%の減でございます。1 項延滞金、加算金及び過料3,000 円、3 項雑入5 万1,000 円、4 項予防給付費収入3 44 万9,000 円でございます。歳入合計金額14 億873 万2,000 円を計上するものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費1,754 万1,000 円で前年度から16.7%の増でございます。1 項総務管理費2 59 万7,000 円、2 項徴収費4 4 万2,000 円、3 項介護認定審査会費1,450 万2,000 円でございます。次に2 款保険給付費1 3 億1,207 万6,000 円で前年度から2.9%の増でございます。1 項介護サービス等諸費1 2 億408 万4,000 円、2 項介護予防サービス等諸費2,988 万2,000 円、3 項その他諸費1 20 万円、4 項高額介護サービス等費2,762 万4,000 円、5 項高額医療合算介護サービス等費3 62 万4,000 円、6 項特定入所者介護サービス等費4,566 万2,000 円でございます。次に、4 款地域支援事業費6,995 万2,000 円で前年度から0.2%の増でございます。1 項介護予防・生活支援サービス事業費2,450 万3,000 円、2 項一般介護予防事業費2,150 万円、3 項包括的支援事業任意事業費1,302 万5,000 円、4 項居宅介護支援事業費1,086 万4,000 円、5 項その他諸費6 万円でございます。次に5 款基金積立金、1 項基金積立金200

0円でございます。次に6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金15万1,000円でございます。次に8款、1項予備費といたしまして901万円でございます。歳出合計額14億873万2,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明申し上げます。1款保険料、1項、1目第1号被保険者保険料でございます。1節特別徴収保険料2億1,400万7,000円で基準額は5,950円、対象者は3,437名を見込んでいるところでございます。2節普通徴収保険料1,560万円で対象者といたしまして268名を見込んでいるところでございます。中段の3款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金でございます。1節現年度分で介護給付費国庫負担金2億4,057万2,000円を見込んでいるところでございます。次に3款、2項、1目調整交付金1億2,423万4,000円でございます。同じく3款、2項、5目地域支援事業交付金1,151万4,000円で対象事業費の25%を見込んでいるところでございます。

7ページをお願いいたします。2段目の4款支払基金交付金、1項、1目介護給付費交付金、1節現年度分3億5,426万円で、給付見込み額の27%に相当する額でございます。続きまして、5款県支出金、1項、1目介護給付費負担金、1節現年度分で1億8,585万2,000円を見込んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。2段目の7款繰入金、1項、1目、1節介護給付費繰入金1億6,401万円で給付費見込み額の12.5%に相当する額でございます。同じく7款、1項、4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分1,848万6,000円で、第一段階から第三段階までの方への軽減に対してのものでございます。

4ページ飛ばしまして13ページをお願いします。歳出の内容説明でございます。上段の2款保険給付費、1項、1目居宅介護サービス給付費4億6,440万円、前年度から2.7%の増で、一月当たり3,870万円を見込んでいるところでございます。次に、同じく2款、1項、3目施設介護サービス給付費3億9,120万円、前年度から3.7%の増で一月当たり3,260万円を見込んでいるところでございます。中段の2款、1項、7目居宅介護サービス計画給付費6,120万円、前年度から0.5%の減で一月当たり510万円を、9目地域密着型介護サービス給付費2億8,200万円、前年度から5%の増で、一月当たり2,350万円を見込んでいるところでございます。

14ページをお願いします。中段の2款、2項、1目介護予防サービス給付費2,040万円、前年度から9.1%の減で、一月当たり170万円を見込んでいるところでございます。

15ページをお願いいたします。2款、4項、1目高額介護サービス費2,760万円、前年度から4.2%の減で、一月当たり230万円を見込んでいるところでございます。

16ページをお願いします。上段の2款、6項、1目特定入所者介護サービス費4,560万円、前年度から6.7%の増で一月当たり380万円を見込んでいるところでございます。

17ページをお願いいたします。上段の4款地域支援事業費、1項、1目介護予防生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金1,718万3,000円、前年度から21.3%の減で一月当たり143万円を見込んでおります。

18ページをお願いいたします。上段の4款地域支援事業費、2項、1目一般介護予防事業費、12節委託料2,063万6,000円で主なものといたしまして体力アップ教室委託料2,055万3,000円でございます。前年度と同額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。なお、提案理由の説明、次の一般質問に備えて退出させました職員を入室させておりますので、報告します。

建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第20号議案、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億5,444万2,000円とするものでございます。前年度予算と比べ12.4%の増額となっております。一時金の借り入れの最高限度額は3,000万円と定めるものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。1款分担金及び負担金は520万1,000円で1項分担金が520万円、2項負担金が1,000円でございます。前年度と同額でございます。2款使用料及び手数料は3,564万5,000円で、1項使用料が3,564万4,000円、2項手数料が1,000円でございます。

前年比1.7%の増額でございます。3款国庫支出金は1,916万円で1項国庫補助金でございます。前年比26.7%の増額でございます。4款県支出金は294万8,000円で、1項県補助金でございます。前年度と同額でございます。5款繰入金は4,108万6,000円で、1項一般会計繰入金でございます。前年比10.6%の減額でございます。7款諸収入は2,000円、1項延滞金が1,000円、2項雑入が1,000円でございます。前年度と同額でございます。8款町債は5,040万円でございます。前年比52.3%の増額でございます。歳入合計は1億5,444万2,000円でございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費は5,581万円、1項総務管理費でございます。前年比19.9%の増額でございます。2款事業費は7,434万1,000円、1項浄化槽整備推進事業費でございます。前年比8.7%の減額でございます。3款公債費は2,409万1,000円でございます。前年比8.2%の増額でございます。4款予備費は20万円でございます。前年度と同額でございます。歳出合計は1億5,444万2,000円でございます。

4ページをお開きください。債務負担行為の限度額でございます。公営企業会計移行委託を令和4年度まで行うもので、その債務負担行為の限度額を451万円とするものでございます。

5ページをお開きください。地方債の限度額でございます。浄化槽整備推進事業費の財源として、起債の限度額を5,040万円とするものでございます。

6ページは歳入予算における前年度との比較でございます。

7ページをお願いします。歳出予算における前年度との比較及び財源の内訳でございます。歳出合計は、前年比12.4%の増額でございます。財源構成割合としましては、特定財源の国県支出金が14.3%、地方債が32.6%、その他が26.5%、一般財源が26.6%でございます。

次は、8ページをお開きください。歳入についての説明でございます。1款、1項、1目総務費分担金は520万円で1節受益者分担金でございます。1款、2項、1目総務費負担金は1,000円で増高経費負担金でございます。2款、1項、1目浄化槽使用料は3,564万4,000円でございます。2款、2項、1目浄化槽手数料は1,000円で1節督促手数料でございます。3款、1項、1目浄化槽整備推進事業国庫補助金は1,916万円で、1節循環型社会形成推進交付金でございます。

9ページをお開きください。4款、1項、1目浄化槽整備推進事業県補助金は294万8,000円でございます。5款、1項、1目一般会計繰入金は4,108万6,000円でございます。7款、1項、1目延滞金は1,000円でございます。

7款、2項、2目雑入は1,000円でございます。8款、1項、1目公共下水道債は5,040万円でございます。

10ページは歳出についての説明でございます。主なものについて御説明いたします。1款総務費は1項、1目一般管理費が5,581万円で10節需要費309万2,000円、浄化槽ブローアのダイヤフラム交換等になります。11節役務費329万2,000円、水質検査料が主なものでございます。12節委託料4,857万9,000円、浄化槽管理委託料が主なものでございます。2款、1項、1目浄化槽建設費は7,434万1,000円でございます。主なものは11ページの14節工事請負費6,668万円の40基を今回予定しております。3款公債費は、1項、1目、22節元金償還金が2,193万1,000円、1項、2目、22節利子償還金が216万円でございます。最後に4款予備費が20万円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第21号議案、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,628万2,000円と定めるものでございます。前年度比較406万5,000円、2.9%増の予算編成とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料9,390万3,000円で、前年度から3.1%の増でございます。次に2款使用料及び手数料、1項手数料1万円でございます。次に3款繰入金、1項一般会計繰入金5,155万5,000円で前年度から1.0%の増でございます。次に4款繰越金、1項繰越金、1,000円でございます。次に5款諸収入、1項延滞金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金81万円、4項雑入1,000円でございます。歳入合計金額1億4,628万2,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、2項徴収費26万7,000円で、前年度から2%増でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金1億4,520万1,000円、前年度から2.4%の増でございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金81万円でございます。4款予備費、1項予備費といたしまして4,000円でございます。歳出合計金額1億4,628万2,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものだけを御

説明を申し上げます。1款後期高齢者医療保険料、1項、1目特別徴収保険料、1節現年度分7,230万5,000円でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分2,159万7,000円でございます。中段下の3款繰入金、1項、2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金5,129万8,000円を見込んでいるところでございます。内容としましては、保険料の軽減分で県4分の3と町の4分の1の割合となっております。

続いて、1ページ飛ばしまして8ページをお願いいたします。歳出でございます。中段の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金1億4,520万1,000円を計上いたしております。内訳は被保険者保険料負担金9,390万3,000円、基盤安定負担金5,129万8,000円でございます。内容としましては、後期高齢者保険料軽減分で県が4分の3、町の4分の1の割合となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第22号議案、令和3年度南関町下水道事業会計予算についての御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条は総則でございます。第2条は業務の予定量でございます。計画処理人口を2,565人としており、年間処理水量25万7,806 $\text{m}^3$ としております。1日平均処理水706 $\text{m}^3$ と見込んでおります。主な建設改良事業は、公共枿の設置工事に係る71万1,000円を予定しております。第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

まずは収入より御説明いたします。第1款下水道事業収益は1億7,623万6,000円を見込んでおります。内訳は営業収入3,479万1,000円、主なものは下水道使用料でございます。営業外収益は1億4,144万5,000円でございます。主なものは他会計からの補助金でございます。従前であれば一般会計より繰り入れをしていただいた金額になります。

次に支出でございます。第1款下水道事業費用は2億3,348万6,000円を予定しております。内訳は営業費用2億2,308万9,000円、主なものは処理場と管理をしております委託費用になります。営業外費用939万7,000円、これにつきましては債務負担金の利子やそれから消費税等に係ります相当額でございます。予備費は100万円でございます。第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。収入より御説明いたします。第1款資本的収入は5,685万7,000円を見込んでおります。内訳は出資金5,165万7,000円、受益者負担金

及び分担金520万円でございます。

次に支出でございます。第1款資本的支出は5,236万8,000円を予定しております。内訳は公共柵設置工事に係る建設改良費71万1,000円、企業債償還金5,165万7,000円でございます。

2ページをお開きください。第4条の2は、特例的収入及び支出の額でございます。未収金の額は574万円で主に月末締めをし、翌月払いとなる令和2年度の使用料に相当する2月、3月分でございます。また、未払額は629万7,000円で、これも令和2年度の施設管理委託料などの3月支払いに相当する分でございます。第5条は一時金借り入れの限度額を3,000万円と定めるものでございます。第6条は予定支出の確保の経費の流用について定めているものでございます。第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費及び額を定めたもので、職員給与費721万6,000円でございます。第8条は下水道事業安定のため一般会計からこの会計を補助を受ける金額は4,825万円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第23号議案、南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止につきまして、提案理由及び議案の説明を申し上げます。提案理由としましては、地方自治法第252条の14第1項の規定により委託した事務を廃止しようとするときは、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。議案の内容としましては、令和3年4月より南関町及び和水町の火葬事務をせきすい斎苑にて行うこととなり当該規約は不要となるために廃止するものでございます。

附則において施行期日を令和3年4月1日としております。

以上で南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 第24号議案、南関町教育長の任命につき同意を求めることについて提案、説明をさせていただきます。

南関町教育長に次のものを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。また、教育長の任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年でございます。

住所、南関町大字上長田666番地5。

氏名、谷口慶志郎。

生年月日、昭和30年3月31日生まれ。

現在65歳でございます。この度現教育長である谷口慶志郎氏の任期が令和3年3月31日までとなっておりますので、再度南関町教育長に任命したいので提案するものであります。谷口氏は昭和53年3月に熊本大学教育学部を卒業され、昭和53年4月から熊本市立楠小学校に勤務、その後県内の小学校で勤務され、平成元年4月から熊本県商工観光労働部観光振興課、平成2年4月からは熊本県教育委員会体育保健課全国スポーツ・レクリエーション祭準備室で勤務され、スポーツの振興にも努められております。また、平成4年4月から学校人事課に勤務され、平成7年4月から玉名市立梅林小学校教頭などを歴任され、平成15年4月からは熊本県教育委員会義務教育課主幹として教育行政に携わっております。その後平成17年4月から南関第二小学校校長に就任、平成19年4月から熊本県教育委員会教育審議委員を経て、平成22年4月には熊本県教育委員会義務教育課長を任命され、平成24年4月から玉名市立玉名中学校校長として、これまでの教育行政などで培われた経験を遺憾なく発揮されました。定年退職後は平成27年4月1日から南関町教育委員会委員として町の教育行政に御尽力いただき、平成30年4月1日より南関町教育長に就任され、現在は1期目でございます。経歴のとおり教育全般にわたり専門的事項についての教養と経験を持たれ、人柄は温厚誠実で人格も高潔であり、教育に関する識見も備えた優れた方で当町教育長として適任であると思われまますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

何卒、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

## 日程第27 一般質問

○議長（橋永芳政君） 日程第27、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。11番議員の質問を許します。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。今回は先に通告していましたがコロナ禍における南関町の経済活性化について質問します。

国内で新型コロナウイルスが感染、拡散して早1年が経ちました。新型コロナの感染症の拡大に伴い外出自粛、休業要請などの社会経済活動の抑制により売上げが回復せず、特に飲食や宿泊を含むサービス業に与える影響は厳しい現実が見受けられます。地域経済は深刻な打撃を受け将来の見通しも見いだされず生活への悪影響は増すばかりです。新型コロナウイルスに関連した企業の全国倒産件数が昨年2月

の初確認から1年で累計1,000件になっています。緊急事態宣言が東海、関西、福岡の6府県が解除されましたが、景気回復にはまだまだ不安要素もあり関連倒産は更に増える可能性があります。

また、2020年の全国の負債総額1,000万円以上の企業倒産は7,773件で、1990年以来30年ぶりに8,000件を下回る低水準でした。しかし、売上げが回復していない企業や事業者が多く、飲食業を中心に緊急事態宣言の再発令の影響、打撃も多く2021年は倒産増加傾向に転じるものと言われております。また、倒産を回避し2020年に全国で自ら会社をたたんだ休廃業・解散した企業は4万9,698件で2000年以来過去最多でした。熊本県内の企業の休廃業・倒産件数は482件と2年ぶりに増加しております。いつ終息するか先が見えない読めない現状があり諦めての廃業が多いようです。国は中小企業などに無利子・無担保融資などによる資金繰り支援、住民一人10万円の給付金、持続化給付金などの対策を進めてきました。しかし、長引く経済の停滞で幅広い業種に影響が広がり疲労に喘いでいます。金を借りても売上げが見込めないので返せるのか、先行きが不安であるとの声を聞きます。我が町でも経済、住民の生活はどのような影響が生じているのか、把握し対策を設け取り組まねばなりません。町もいち早く新型コロナウイルス感染拡大に起因した経済活動の停滞に鑑み、経済活性化事業対策としてなんかつッパ商品券を全住民に対して配布されました。地方創生臨時交付金による自治体独自の単独事業では町独自の対策は最も期待できるものです。住民が潤い安心して生活できるように新たな支援策を進め町の経済循環を高めるべきです。我が町の活性化はどのようになっているのか。そこで新型コロナ禍における町内経済の現状と対策として、①コロナの影響の長期化による失業が増え困窮者への支援機関として生活困窮者への相談窓口、「自立相談支援機関」への相談件数が昨年4月から11月の新規相談数は約52万件で前年同期の3倍に急増しています。人手不足など大変御苦労されていると聞きます。我が町での現状と課題を尋ねます。

②町では小規模企業者が町における経済の発展に果たす役割が重要です。小規模企業者の保護、育成並びに振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の活性化を図り町民の生活の向上に寄与する目的で、南関町小規模企業振興基本条例を設けました。1年を迎えようとしています。町の活性化のための責務である施策・支援は進んでいるのか。

③では町内経済の活性化を図るために、南関町小規模工事等は今まで工事契約は30万円以下から昨年4月から50万円以下に改正されましたが町の経済は活性化しているのか。

最後の④では、新型コロナウイルス感染症拡大に起因した経済活動の停滞を防ぎ、

住民が潤い、安心して生活できるように新たな支援策について尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田敏高議員のコロナ禍における南関町の経済活性化についての御質問にお答えいたします。

最初に困窮者への「自立相談支援機関」への相談件数が急増している。現状と課題を尋ねるにお答えします。

様々な困難の中で生活に困窮している人に包括的に支援を行う生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から始まり、自立相談支援事業所が窓口となって相談支援を行っております。熊本県での事業実施者は熊本県社会福祉協議会で町の窓口は町社会福祉協議会となっており、どのような支援が必要なのか支援員が相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し寄り添いながら自立に向けて支援しているところであります。特に昨年の春からは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、休業や失業等により生活資金で困っておられる方に対し、必要な生活費用等の貸付を行うなど現在まで支援を継続的に行っております。

相談及び支援の状況ですが、一時的な資金が必要な方への緊急小口資金の申請状況は令和2年の4月から9月までの6カ月で20件、10月から令和3年2月までの期間に11件、これまでに計31件の申請がっております。また、緊急小口資金を設けても生活の立て直しが困難な方に対しての総合支援資金の申請は、令和2年7月から現在までに10件っております。新型コロナウイルス感染症の影響はまだ続くと思われまますので、今後も生活困窮者への十分な支援ができるように熊本県、町社会福祉協議会など関係機関との情報を共有し、民生委員をはじめとする地域の見守りネットワークを更に強化していきたいと考えております。

次に、南関町小規模企業振興基本条例が制定され1年を迎えようとしている。町の活性化のための責務である施策・支援はどのように進んでいるのかについてお答えします。

本条例につきましては、小規模企業者が町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑みその振興に関し基本理念を求め、町の責務、小規模企業者及び商工会の責務等を明らかにするとともに、小規模企業者の保護、育成並びに振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより地域経済の活性化を図り、町民の生活の向上に寄与することを目的に、昨年3月議会定例会におきまして可決いただき、4月1日より施行しております。ただいま申しました条例の目的のとおり町としましても小規模企業者の保護、育成並びに振興は町の活性化のため、住民生活を支えていく

ためにも条例制定の有無に関わらず大変重要であると考えておりました。本条例制定により具体的な動きは現在まではありませんが、昨年11月には商工会からの呼びかけでありましたが初めての取り組みとなる商工会役員の皆様と町との懇談会を開催し、御意見や御要望をお伺いしたところです。また、今年度は新型コロナウイルス感染症予防対策により開催できませんでしたが、例年企業懇談会におきましても意見交換の場を設けておりましたいただいた御意見、御要望を施策に反映できるものは反映するよう心掛けております。いずれにしましても町、商工会、小企業企業者がそれぞれの責務を自覚し町民の御理解と御協力の下、域内消費の促進に向け一体となり進めていくことが重要であると考えております。

次に3番目の南関町小規模工事等の対象となる契約金額は30万円以下から50万円以下に拡大されたが町内経済は活性化しているのかについてお答えします。

現在、南関町小規模工事等契約希望者の登録者数は8業者であり、変更を行った平成31年度の発注実績は18件の約196万円でしたが、今年度は11件の約55万円と前年度に比べかなり低くなっております。各課の修繕工事等については各課で計画的に早期発注ができるよう指示しておりますが、その年の登録事業者の役場以外の受注状況により契約できないものもあり、その年度ごとで発注額の違いが出てきているようであります。町としましては、まずは登録事業者に依頼するよう各課に周知しておりますが、再度各課に徹底を行いたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大に起因した経済活動の停滞を防ぎ、住民が潤い、安心して生活ができる新たな支援策について尋ねるについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動は停滞し、社会生活も制限を受け、新しい生活様式の中での社会活動を余儀なくされており、本町におきましても各イベントの開催中止や制限をされるなどその影響は計り知れないものになっております。町としましても新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、どのように新型コロナウイルスと上手く付き合いながら経済を回していくことができるのかということを考えておりますが、財政面からも町単独での支援は厳しいこともあることから国の地方創生臨時交付金を活用し、「なんかんトッパ商品券交付事業」に取り組み、町民一人あたり5,000円の商品券を交付しました。また、「なんかん泊まって応援キャンペーン」として1万円以上の宿泊代金に対し5,000円の補助を行い町内者の利用もありましたが、多くの方が町外から利用していただきました。町内事業者の感染予防対策支援事業としては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため三密回避や新しい生活様式に取り組むための設備導入補助で、事業費の4分の3を上限とし20万円の補助を行っております。そのほか、ふ

るさと関所まつり中止に伴う代替事業として、まつり実行委員会の主催により昨年12月1日から3月18日までの期間で「なんかんトッパ関所の里シールラリー」を開催しており、対象店舗で500円以上の御利用に対しシール1枚がもらえ、5店舗分を応募はがきに貼って御応募いただくと抽選で108名様に1万800円分の特産品詰め合わせが当たる事業を行っており、店舗利用による商業者支援また賞品である特産品の活用により商業者のみならず農業者への支援にも繋げていきたいと考えております。また、国の第3次新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の活用についても現在策定中であり、更に実効性のある支援ができるように計画を進めてまいります。新型コロナウイルス感染症はまだまだ終息の目途が見えておりませんが、どのように向き合いながら予防対策と同時にどう経済を回していくかということ念頭に置き、立ち止まることがないよう議会のお知恵もお貸しいただきながらしっかりと進めていきたいと考えております。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 十分な説明と良い答弁いただきましたが、今回も時間短縮ということに努めるということになりましたので、今私も4つ質問を挙げておりますけど、よろしければ議長、④番のほうから最初に質問したいと思っておりますけれどもいかがですか。

○議長（橋永芳政君） はい、了解しました。

○11番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。では、新たな支援策について再質問いたします。

我が町では、今町長が言われたとおり町民一人当たり5,000円の商品券、泊まって応援、新しい生活様式に取り組むための設備導入助成ですか、などが行われています。また、今議会でも保育園関連の従業員の5万円支払うなどの提案などが上がっております。また、新たな施策が策定されているようですが、早めに示してください。

冒頭でも言いましたがコロナ禍の地域経済は深刻な打撃を受け、将来に向けても見いだされない生活への悪影響は増すばかりです。そこで熊本市では営業時間短縮に応じた飲食店の取引業者ですね、取引業者などに対して法人に一律2.0万円、個人事業者に一律1.0万円の支援金を給付するとしております。また取引業者のほかにタクシー会社や運転代行業者も助成されます。大津町ではやはり飲食店の取引先やタクシー、運転代行に独自に一律に1.0万円を寄付するとしております。

我が町の飲食店の取引業者などの現状はどのように把握されておりますか。また、

厳しい現状があるなら町独自の支援をすべきと思いますが、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 御質問の点につきましては、現在町の商工会と連携を図っているところですが、町に対しましても、商工会に対しましてもそういった取り引きを行われている町内事業者からの直接の相談は現在あっておりません。商工会のほうで調査をされておりました、その調査の結果では九州内の飲食店へ食肉の納入を行われている町内事業者がいらっしゃいます。そこについては3割ほど売上げが減少したという報告を受けているということでした。また、ホテルセキアのほうに確認しましたところ、多くの取引事業者があるものの町内事業者は1件のみという報告があつておりました、取引事業者への影響という点では町が独自支援をする状況ではないのかなと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） しかしどこも厳しい状態が続いておりますから、たぶん言いにくいのかなと思っておりますけど、まずまたそういうところも一歩進んで話を聞いてください。コロナ禍による飲食店の取引業者なども南関はないと言われましたけど、私は言いにくかけん少なかと思つただけですけど。どこでも厳しい状態がありますが、県内の大学、専門学校の学生も同じで、学生の7割が主な収入源はアルバイト、仕送りで暮らしております。アルバイトの収入減、解雇、また仕送りが減り学費の支払いが厳しくなっております。また食事回数が減ったなどと金銭的にも精神的にも追い詰めておられます。隣の和水町ですけど、大学、専門学校の扶養保護者に学生一人10万円昨年は高校2年か3年世帯に学生一人1万円の支給をされております。また、今年になつても小中高生等家庭に2万5,000円を支給されていると聞いてます。我が町でもこのような学生の支援として何か取り入れる支援はお考えはございませんか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。小中学生を含めた学生さんの支援ということですけど、特に今のところ金銭的な補助とかそういう部分での対応はしておりませんし、大学生あたりについても近隣の市、町あるいは熊本市あたりでも補助をやっている現実を把握しておりますけど、具体的な取り組みというのは今のところ検討しておりません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 全然してないんですけど、やはり学生もものすごく厳しいんですね。やはり先ほどの飲食店も同じですけどもう少し住民さんよりよようと耳を傾けるべきじゃなかろうかと私は思いますけど、ところで我が町から大学に

行っている人数は把握されておりますか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。大学に行っている子どもの数、生徒さんの数というのは把握はしておりません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 熊本市内でも非常に厳しいという大学生を聞いております。やはり南関から何人行ってるんだとそれぐらい把握せんなら、やはり本当の実情の内容というのはわからないですから、これも把握しておくべきと思います。コロナ禍の影響で先ほど言うておりますけど、多くの方が苦勞されております。勤めているお店が時間営業の短縮で収入が減ったため、三つも四つも掛け持ちをして頑張っておる人もおります。また子育てをしながらの家庭も苦勞が絶えないと聞いております。特に、シングルマザーの実態はそれ以上に厳しい現状が見られます。年収も少なく親と同居しないシングルマザーは7割になると言われております。他人に助けを求めることへ抵抗があり、またどうやって助けを求めればよいかわからない人もいますよ。経済的問題ではなく多くは生活困窮し食事の状態が悪くなっています。新型コロナウイルスですね、困窮するひとり親、孤立を防ぐための一つとして町での食料の寄附とか配付支援はどうですか。町長お考えはございませんか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） お答えいたします。寄附に関しましては、地域の方から年2、3回玄米を寄附していただいております。また、大牟田市内のNPO法人のフードバンクさんから月1回はパックのごはんやレトルトカレー、水、お菓子などを寄附をいただいているところでございます。配付支援につきましては、これまでに延べ14、5件の支援の実績がございます。特に50歳代以上の方が多い状況でございます。なお、ひとり親世帯への支援は2、3件ほどございました。配付へのきっかけは各種支援の相談をされる際に食料への困窮もあわせて相談されるケースもありますので、それにお答えしているというのが多いようでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 食料の寄附もあると言われましたけど、これは税の控除があるとお聞きしておりますけど、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 税の控除につきましては、食料の現物寄附における税制上の寄附金控除についてですが、法人が現物寄附した場合は、控除の対象になるとされておりますけれども、個人で行ったものについては対象外と考えられます。なお、個人がNPO法人等に支払った寄附金については対象とされております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ぜひそういうわかりやすいことを住民さんにPRしてください。地域、経済を支えているのはやはりパート従業員など末端で働く人の力が多いにあります。思いもよらぬ新型コロナ禍により仕事をしたくても仕事につけない現状があります。しかしこういう不況になれば一番にしわ寄せがくるのがこの方々です。一人暮らし、学生、シングルマザー、特にシングルマザーですね。先ほどあまり少ないと言われましたけど、現実是非常に多いんです。こういう人たちに手を差し伸べるべきです。また、国保に加入している方、年収が少ない人が多いです。中には生活保護以下の世帯もおられます。国保税は収入のない新生児から税金がかかります。町の国保均等割ですね、子どもの分は合計で大体いくらぐらいになりますかね。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 子どもの均等割についてですけれども、一人あたり3万3,900円でございます。ちなみに160人ほどおられまして、その合計額としましては正確な数字は出ませんですけれども、基礎数値を用いて算出した結果としまして18歳以下の均等割の合計額は390万円ほどでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 芦北町ですね。ここは子どもの均等割18歳までは町が今支払っております。九州圏内でもこの町だけだと思います。また、今回の豪雨災害では2年間の時限付きで国保の均等割の全世帯免除で、私も何度かちょっと質問したんですけど、コロナ禍でこの厳しい状態なら我が町でも新生児から18歳まで先ほど390万円と言われましたけど、これも少し税金を免除と言いますか、時間、時限立法でもいいですけどそういうお考えございませんか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 国保税の均等割の減免ということではありますが、ここの税の減免につきましては、国保税に関わらずそのほかの税も当然考えるべきことではあると思いますけれども、ただやはり今回のコロナウイルス感染症が原因ということよりも、いろんな要素が相まって今回の厳しい状況になっておりますので、今回のコロナウイルスを基にして税の減免とか免除をするということじゃなくて、やはりそういう税に入る前にそのほかのいろんな支援策をもっと考えていくべきだと思いますので、先ほどからいろんな支援策についても指摘いただいておりますので、そういったほかの面で特にひとり親の方、シングルマザーとかもですけれども、そういった職を進めることも含めてそういった生活全体を守っていくための支援をさせていただければと思います。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 先ほど言いましたここも何度も質問しましたが、やはり本当に収入のない人に関わるとですよね。普通の社会保険なんか会社が負担しておきますけど、国保がないんですよね。ですから、特に今非正規労働者は特にここは収入が少ないです。ですから、私は常に収入がない人ぐらい税金の免除ぐらいしたらどうですかといつも言っておるんですよ。大体予備費も今年も三千何百万円ありますので、そこからでも出すような考えも私はすべきじゃなからうかと思って質問いたしました。

では、すいません、1番のほうに戻ります。困窮者の自立相談支援機関ですね。相談は先ほど聞きますと緊急小口資金ですか31件、総合支援資金は去年の1月で10件合わせて40件との報告でしたが、やはり我が町もコロナの影響が出ていると思います。コロナ禍による雇い止め、時間短縮での収入減などの増加、私は生活困窮者の相談はこれからまだもっと多くなると思っております。本当に困っている人に、どこにどのような支援があるのか情報が十分行き届いていない現状、また相談しようにも行けない人もいるはずですよ。先ほど少ないと言われましたけど、私はもっといると思うんですよ。問題は。地域の事情を把握している民生委員の方、また関係機関と情報を共有し、今後も更に強化していくとの答弁をいただきましたので期待しております。一緒になって手を差し伸べれば、伸ばす体制を進めれば、私は相談件数も増えるですよ。救える人も増えると思います。この自立相談支援機関ですね、これは子どもの学習支援をはじめ進学に関する支援、高校進学者の中退防止支援、引きこもり、シングルマザーとか衣食を提供するなど多岐にわたる支援があります。そこで我が町の支援対策、これはどのようになっておりますか。また実態調査はどのようになっておりますか、お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 生活困窮者への支援策。

○11番議員（境田敏高君） いいですか。いろんな取り組みを今やっておりますけどこれは任意と強制と義務がありますけど、全部取り組んでいるのかなちゅうことを聞いているんですよ。

○福祉課長（島崎 演君） お答えします。現在、自立相談支援機関のほうでしている事業としましては、まず自立相談支援事業、先ほどありましたように相談者だけのプランを考えていくというふうな事業ですけど、これが令和2年度で19件ほど実施しております。住居確保給付金これは家賃相当額を支援する事業ですけども、これが令和2年度で7件実施をしているところです。それから就労準備支援事業、家計改善支援事業というのものもあるんですが、ここは令和2年度は対象者の方は御相

談があっていないということです。ただし、それ以前については毎年、1、2件あったという状況でございます。また、子どもの学習支援生活支援事業が令和2年度で7件ほどされている状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） それだけの支援は取り組んでいるところは大体ほとんどなかて言われてますよね。パーセンテージすつとしゃが1割もないということで南関はすばらしい取り組みをしているなど思っております。ありがとうございます。

この制度ですね、確実に活かすためには、やはり縦割りの行政の克服が必要と言われております。福祉ですね、雇用、教育などの幅広い分野の連帯で今進められていると思いますが、今一度より深く進めてください。

また現実問題として生活困窮者の方がこの支援では手助けできないと思われた生活保護の申請を進めるべきです。コロナ禍で困窮している人は増えておりますが、身内に知られたくないと保護申請をためられる人も多くいると言われております。扶養照会も弾力的に運用することになりましたので手助けを行ってください。

②の質問に移ります。昨年商工会は小規模企業者への声を聞き、町に小規模基本推進条例案を提案し、審議の結果、我が町も南関町小規模企業推進基本条例が制定されました。今町の取り組みの状況を伺いましたが、具体的な動きはないが条例制定の如何に関わらず大変重要であると。町の活性化のためには意見を聞き要望を反映できるように心がけるとのそういう答弁をいただきましたので、期待しております。この今県内の条例この制定数はどれくらいになっておりますかね。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） これ全国商工会連合会のほうで調査をされておまして、令和2年9月現在で熊本県内は37自治体が策定済みということになってます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。結構多くなってきてですね。町内活性化にはですね地元業者の受注が工事受注が一番です。昨年の3月議会です、町内業者と町外業者の受注割合を尋ねました。平成29年から一応3年間ですけど。そのとき町内業者の平均受注ですかね94%でした。活性化に向け努力されているようですが、町外業者の件数が少ない割に対して金額はどのようになっていますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 平成29年から令和2年までの金額によります割合を計算

したところ、平成29年度が97.6%、平成30年度が89.4%、令和元年度が92.6%、今年度につきまして、49.8%となっております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今のは平均受注ですけど、金額ですよ。例えば10件工事があって9割が町内業者が取って、1割が町外で金額が高かったらバランス取れんし、町内業者もあんまり面白くないんじゃないかなと思って町外の業者がどのくらい金額があるのかなちゅうことでお尋ねしております。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） はい。金額別でございますかね。

○11番議員（境田敏高君） はい。

○総務課長（古澤 平君） まず平成29年度が町内業者が10億8,700万円程度でございます。それから平成30年度が7億5,000万円、それから平成31年度が11億5,300万円、それから令和2年度が今のところ7億7,600万円となっております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） これ町内業者でしょ。

○総務課長（古澤 平君） そうです。町内業者です。

○11番議員（境田敏高君） 町外業者ば聞きよっとですよ。

○総務課長（古澤 平君） 町外業者の金額ですか。

○11番議員（境田敏高君） 私が言わんとすることは、どんなに町内業者の受注率が割合が高くても、金額の割合も高くなければいくら地元の業者が95%、96%取っても地元育成、経済活性化にあまり効果がないんじゃないのかなと思って、どのくらい金額があつとるかなちゅうことで質問しよっとですよ。

○総務課長（古澤 平君） 町外業者で。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） はい。町外業者の受注金額でございますかね。平成29年度が2,700万円、それから平成30年度が8,900万円、それから平成31年度が9,300万円、それから本年度が7億8,000万円程度でございます。

○議長（橋永芳政君） 質問の途中でございますが、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時11分

再開 午後3時21分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） せっかく小規模企業基本条例が制定されましたので、今一度地元企業が活性化するためにも支援を進めるべきです。南関町の経済振興のためには一番大事です。どこの自治体でもこの条例を望んでおります。南関町の取り組みはすばらしいものです。これが絵に描いた餅にならないように取り組むべきです。

続きまして③の小規模工事等の質問に移ります。これは平成31年度の工事契約は18件で約200万円と、本年度が11件の50万円でかなり差が出ております。1件あたりしますと11万1,000円と今年が5万円ですね。1件の工事高の一番高いのはいくらになりますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 平成31年度分につきましてが、1件で一番高額が49万円でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。以前質問したとき町長もケースも少ないし、金額も少ないと答弁されております。平成30年度9月でも執行部は今以上に発注の徹底を図りたいと答弁されております。今度は再度徹底を考えていきたいとの考えですが、よかなら契約高が安定しておりませんので、せっかく1件の工事契約高が50万円になりましたので、これに近い金額をもっともっと件数を増やしてください。今小規模工事登録事業者が8業者しかいないようですが、経営審査も受けず公共工事ができるこんなすばらしい制度はなかなかありません。なぜ少なくなっているかです。再度検討をすべきです。去年は新型コロナによる経済活動の縮小が響き個人消費は過去最大の悪化幅です。まだまだ厳しいものが私は続くと思いますので明るく希望を持たせるためにも工事発注をすべきです。末端で働く人たちが潤えば町は活性化します。そのためにもより多くの予算を計上すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。御指摘のとおりだと思います。小規模事業者が50万円以下の事業が仕事ができるということですので、業種に限らずそういった8業者の方が届けておられますのでもう1回ですね、先ほどの答弁でも答弁しました各課に徹底したいということで、やはり事業を発注するそれぞれの担当課としましても、そのときそのときのいろいろな事情があるかと思いますが、なかなかそこだけに集中しながら、小規模事業者に発注するというところで考えていないと思

ますので、やっぱりそこ辺も事業金額を考えた上で徹底していきたいと思いますので、これから今年度もう残り少ないわけですけれども、今年度も該当する分あれば出したいと思いますし、次年度においてはぜひ今年度、昨年度その前の年が196万円でありましたけれども、そういった金額にこだわることなくもっともっと増えるように対応していきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ぜひお願いしておきます。以前ですね、公共施設等更新ですね。これソフトで算定では平成29年の3月の一般質問ですけど、そのときの答弁では40年間で446億7,000万円必要と言われて、年間にすると11億2,000万円かかると、これはたぶん副町長が答えられたと思いますけど、現時点では残りぐらい、いくらぐらい必要になってますか。お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） すいません、これは総務課のほうで調査を行っている事業でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。質問時の446億円の話でございますけど、建物系の公共施設が278億円、それから道路等のインフラ整備の試算の分が166億円ございました。今現在で、ちょうど来年度からまた全体見直しを行う予定でございますので、現時点で調べたところ建物系の公共施設につきましては、あと139億円程度必要ということで試算をしているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 私がなぜ聞いたかという小規模工事を計上して計画的に行えば私はこの経費削減になると思います。町に経済効果が及んでいます。139億円を少しずつでも小規模を出して、部分的に分けていけば本当に私は大きな経費削減になると思って質問したんです。この経済効果が出れば町住民は今以上に豊かになります。もっと増やした予算の計上を進めてください。

これで一応最後になりますけど、今日はだいぶんオーバーしましたけどすみません。ではまとめに入ります。

新型コロナが発表され早1年が過ぎ、まだまだ経済も感染拡大も一向に収まる気配がございません。しかしようやくワクチン接種が始まりましたが1日でも早く感染防止に歯止めがかかるようにしなければなりません。また新型コロナウイルスが流行する中、全国的に自殺者が増加しております。昨年7月から10月の全国での自殺者は累計7,710人で一昨年の同期を1,113人上回っております。我が町でも仕事がない、解雇などで経済的に収入が厳しくなり自死に至らないようにしなければなりません。相談に来られたら優しく親身になって接するようにすべき

です。町民あつての職員ですから、住民の命と雇用、生活を守り町の経済活性化に今一度取り組むべきです。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、6番議員の質問を許します。

6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） こんにちは。6番議員の井下です。今回は里山の保全ということで質問したいと思います。

実はここ数年にわたり里山あるいは雑木林の荒廃が非常に目に付くようになったように思います。このまま放置すれば森林そして集落との境界もなくなっていき、今現在でさえ大きな問題となっている有害鳥獣の被害にも拍車をかけることに繋がってくるのではと思っております。その荒廃に繋がる大きな要因の一つとして管理者の高齢化によりこれまでのように手入れができなくなったのではと思われます。またほかにもその里山等に対する需要必要性の減少なども大いに考えられるところではないかと思っております。

そこで一つ目の質問に入りますが、町としてはこの現状をどう捉えているかお尋ねしたいと思います。

そして二つ目に今後の展望とそれにまつわる条例等があればお尋ねしたいと思っております。

あとは自席にて続けさせていただきますので、理解ある答弁をよろしく願います。

○議長（橋永芳政君） 6番議員に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、井下忠俊議員の里山の現状と今後についての御質問にお答えいたします。

まず1番目の近年里山の荒廃が目につくがこの現状についてどう思われるかとの質問にお答えします。里山の現状につきましては、井下議員のおっしゃるとおり荒廃している里山林が見受けられるようになってきているところです。里山とは以前は居住地近くには広がり、薪、炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民の方々に継続的に利用されることにより維持・管理されていた森林であり、落葉広葉樹林のほか、杉、ヒノキ等の人工林を含む森林から構成されております。その里山の荒廃の原因と考えられるのが需要の変化、不在地主による放置、樹木の高木化、竹の侵入による劣化の進行、過疎化、高齢化による人的課題など様々な要因が考えられます。1点目の需要の変化ですが、かつて樹木の伐採や落葉の収集、燃料、肥

料、衣食住材としての利用などが化石燃料等中心の産業構造に転換したこと。2点目の不在地主による放置においては、中山間地の過疎化により不在地主が増加し管理者が不明となっている土地が増加していること。3点目の里山林の劣化の進行については、先ほど申しましたように樹木の高木化、藪化、竹の侵入と維持・管理が困難となり劣化が進行している状況であります。また4点目の人的課題においては地域集落の過疎化・高齢化により里山林の整備や利活用の担い手が不足していることなど、里山林の荒廃が更に進行していかぬか懸念される場所でもあります。

次に、2番目の今後に向けての展望、またそれにまつわる条例等があれば尋ねるについての御質問のお答えします。まず、本町の森林の概要について申し上げます。本町の森林面積は町全体の約5割弱を占め所有形態別の内訳といたしまして、県有林、町有林の公有林が多少あるものの、個人有林、共有林等の私有林がほとんどを占めている状況です。また、種類別の内訳としては杉、ヒノキ等の人工林と広葉樹等の天然林がそれぞれが4割強、竹林が1割程度となっております。今後に向けての展望に関しましては、地域住民、森林所有者と話し合いながら里山林の保全管理や資源を活用し、水源涵養、山地災害防止といった多面的機能を健全な状態で発揮させていくために、地域の方々と協議をしながら山村地域の重要な収入源となっておりますタケノコや山菜類、キノコ類、榊等の花木類、薪、竹材など特産物の生産促進、木材の利活用においてもいろいろな利活用法があると考えられます。このようなことから持続可能な山村づくりに向け国県の様々な補助金、交付金等を活用し地域の方々と共に里山再生に取り組んでいく必要があると考えております。森林整備につきましては、県の施策に基づいた「森林・林業・木材産業の発展」の実現に向け稼げる林業の推進、木材利活用の最大化、多様で健全な森林づくり、担い手の確保、育成、地域の活性化等に引き続き取り組んでまいります。条例等に関しましては、現在活用している南関町産業経済費補助金交付条例をもとに他自治体での活用事例等も参考にしながら、必要であれば本町にあった条例の策定を検討していきたいと考えております。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。詳しく原因、現状を説明いただきありがとうございます。今町長から里山に対する概念ですね、これもいろんな使われ方が今あると思います。行政用語、法令用語、そして条例に基づいて定義づけられている言葉。ここでは町長も言われましたけれども、私も環境省が使っている里山という言葉を里地と一体化して里地、里山という形で都市地域と奥山地域の

中間に位置しており、それらと混在する溜池、草原、雑木林これらで構成されている部分を里山の概念としてこれから質問に入っていきたいと思っております。

まず一つ目についてですが、里山の現状は、日に日に変わっていく状況が目に見えるわけではございません。しかしこのままいけば5年後、10年後、更にその後と大きく変わっていくものと思われまます。今策を講じなければまた行動に移さなければ、更なる荒廃の進みで手に負えなくなるんじゃないかと思っておりますが現に今の時点においても里山の荒廃による影響はいろんなところで出てきていると思えますけれども、どういうところがその影響として出てきているか、そのどういうふうな感情を持っておられるか、お答えお願いできますか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 議員の御指摘のとおりだと思います。先ほど町長答弁にありましたように樹木の高木化、藪化、竹の侵入等により更新困難な条件が広がり景観の崩壊、鳥獣害の問題、災害などが考えられるかと思えます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 今課長も言われたとおり、ただ山のことだけの問題に繋がってくるものとは思われまません。例えば、洪水土砂流出による災害、昨年起きた大水の被害も結構これも原因でないかと思っております。または道路整備に関しても影響があると思えますし、また生活区域の圧迫等も考えられます。このような角度変えれば、いろんなところに里山の問題は波及してくるものと思われまます。景観とか鳥獣害対策に関しては、担当課ですから経済課のほうですすでに取り組みまれていることも数多くあると思えますし、これからでも対応できることも多いと思えますが、特に道路整備などについてですが、これは建設課も大きく関わってくると思えますが、建設課長に尋ねますけれども、現在は道路において道路側だけの整備は道路改良できちんとなまされています。しかし、道路の反対、内側のほうから雑木林あたりから樹々が道路に垂れ下がってきた場合、これは建設課だけの問題じゃないかと思っております。特にいつも話題になる上長田・小原線ですかね、あそこも裏のほうからかなりの竹などが覆い被さってまきておられます。こちらからも道路改良においても必要だと思えますけれども、どんな風に考えられますか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） ただいま議員のおっしゃられたように側面的な道路側からの支援としましては、改良工事だったり、今維持管理をましている部分がございますけれども、あくまでも町の境界と個人様の境までしかできませんもんですから、私どもも苦慮しているところまございます。今おっしゃったように今度は山地のほう田畑のほうの今荒れているところをそういう団体の皆さんたちで活動していただ

て、伐採していただくことをしていただくと私どもだけではなくて、そういう地域の協力がありますとまた新たな解決策が見えましてうちのほうも予算等もかなり苦慮しながら、尚且つこれから先はできませんよということも言うておりますので、そういうのが解消してくるのではなからうかと思えます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。本当にこれはそれぞれの担当課だけではなくなかなか厳しい問題も出てくると思えます。このように多方面からいろんな角度から取り組むことにより、ひとつひとつ何が問題かというのを整理していけば少しずつ解決に繋がっていくんじゃないかと思っております。

またその他にも、今年全員協議会で報告された南関町の総合振興計画にもありましたけれども、自然環境の保全という観点から、町の河川維持事業も謳ってあります。河川周りの生い茂った雑木や竹、これなども大いにこの問題に関係してくるんじゃないかと思っておりますので、これは担当課がどちらになるかわかりませんが、このように複合的な問題が出た場合、担当課をまたいでこの雑木林、里山ですぬに関して、担当課をまたいで何か検討してきたことてありますか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） いろいろな問題が現場に応じて起こっているかと思えます。その都度、関係各課と協議をしながら現場に応じた検討を行い、現場条件にあった適切な対応ができるように努力いたしております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ぜひお願いしていきたいと思っております。先ほども言いましたように、いろいろ角度から検討することでそれに見合った条例とか、補助事業が逆にあるのではないかと思っております。自分が今この時点でどういう条例があるというのは出てきませんが、例えば、里山に対して条例を設けて適切な管理のために管理協定を締結して、特別な支援措置を講じているところもありますが、南関町にはこういった支援措置とかそういうのは今ありますか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 県あたりの開発条例とか許可制度というのはあります。それと南関町のほうでも企業進出における環境保全協定また支援に関しましては、森林組合の森林整備のための補助などが考えられるかと思えます。ただ、やはり里山に特化した条例等は今のところ思い当たらないところです。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そうです。なかなかないと思えます。けど実は最近、よく聞くんですけど、日当たりとか景観が前は良かったんだけど樹々が遮ってしま

って、日も当たらなくなつた。そういった話もよく聞きます。それで所有者の方に相談して切ってもらったらどうかということも言うわけですがけれども、高齢になつたのでそこは手入れができない。あるいは業者に頼んでもその費用がでない。こういった本当に困ってやりたくてもやれない人も自分の耳に入ってきます。森林組合のほうにも訪ねていきました。同じように伐採を頼みに来られた方も費用を聞いて現実問題として、やはり頼みを取り下げられる方も多くいらっしゃるということでした。こういうことは課長も聞かれたことはありますか。耳に入ってきますかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 町民の方、森林組合、林業家の方から同様のことを聞いたことがございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） たぶん自分と課長が聞くちゅうということは、いろんなところにも耳に入っていることだとは思っております。あくまで名義人の方とか所有者にお願いするということが至極当然のことだと思っております。それはわかります。けど、今言ったように高齢化だったりこちらに逆におられなかったり、そういうふうな形でしたくてもできない何らかの理由でできないということであれば、初めてそこで行政が何らかのお手伝いと踏み切ってもいいんじゃないかならうかと思っております。もちろん金額補助に対しても全額とはもちろん言いません。ただより怖いものはありません。全額ではなくても何割かの補助半額3分の2いろんなパターンがあると思いますけれども、そういった補助があれば地域活動として一緒にできるんじゃないかなとは思いますが、また業者に頼むにしてもそこでいくらかの支援があれば、ある程度ハードル面でも下がってくると思えます。このようなときに利用できる補助事業というか、そういうのを今利用されてやっている事業というのがありますか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 行政支援ということであると、町民の方々の意向並びに地域の方々森林所有者の意向を十分踏まえた上で国県と協議をしながら支援できればと考えております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ぜひいろんな角度から支援策を探してほしいと思っておりますけれども、自分が一つ目にしたのが森林・山村多面的機能発揮対策交付金というのがありますけれども、こういうのは南関町では適応されていますか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 今議員がおっしゃった森林・山村多面的機能発揮対策事業

という事業におきましては、本町におきましては平成29年度より県の協議会を通じて一つの活動団体からの申請があり支援を行っております。また平成30年度は二つの活動組織、令和元年度からは三つの活動組織が取り組みを今行っている状況です。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） それは非常にいいことだと思います。ただ、これに関しては個人では交付金事業というのは利用できないんですか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） この事業の活動組織というところでは、目的として活動組織は集落等を構成する区域において構成員による活動を通じ地域の森林の資源の利用を図る目的と謳われております。構成員の方々というのが地域の住民、森林所有者、自治会等地域の実情に応じた方3名以上で構成するとなっております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） それでは地区の団体では利用できるということですかね。この背景には交付金の設立された背景には、地域住民による森林の手入れ等の共同活動への支援ということが背景に謳われております。これはもしその地区の団体とかで利用できるのであれば、この活動のメニューの中に環境保全タイプとして里山林の景観を維持するための活動や風倒木、枯損木除去活動などの里山林保全活動や侵入竹除去、竹林整備活動などがそのメインとして挙げられていますけれども、これはその地区で各行政区で申請したらこれは可能なことなんですか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 熊本県の取り組みの活動組織を見ましても、自治会での取り組みをされているところもございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） それでは今多面的機能支払交付金ですかね、保全隊活動と言いますけれども、それと同じようにそういった団体が希望されれば、一緒にそれに参加できる事業として捉えてよかったですかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい、可能かと思います。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） それは非常に大事ないい交付金事業だと思っております。今いくつかの団体が保全隊活動されていますけれども、田畑の耕作放棄地とか、農業用水、農道それに限られてきますけれども、それに付随した一番最初に申しあげました概念どおりでいけば、それに付随する溜池とか雑木林あたりも一緒に手が加

えられるということなので、これは非常に使い勝手のいいというか、今の南関町には使い勝手のいい事業じゃないかと思っておりますので、これはどんどん広報してもらって、なるべく参加者も増やしていただけるように知らせてもらえればと思っております。ちなみに隣の和木町においては、その前にこのサイドメニューと一緒に組み合わせての事業もあると思いますけれども、これは鳥獣害防止策の設置や補修などを謳った森林機能強化もありますので、これもまた新たに今の事業にプラスして使われることであれば、こういうのも利用してもらえたらと思っております。

隣の和木町では8年前からなごみの里プロジェクトが始まっておいて、地域住民と熊本県立大学の教職員などが一緒に学生もですけれども、過疎化と共に立ち入らなくなった雑木林が生い茂るまま荒れ果てていた里山の再生に取り組まれています。もともとこれは南関町に企業進出してきた富士ホールディングスの株式会社が南関町に進出してきたとき、そのときなぜ和木町で始まったのかというのは、これは詳しくわかりませんが、しかしそういった事業が立ち行かなくなって外資系企業に譲渡されることによって潰れそうになったとき、大学側がこのとき文部科学省が公募した事業に手を挙げて名乗りを挙げております。慈善事業ではなくて人材を育成する教育活動の一環として。あとはそのとき和木町は和木町で、この森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業に手を挙げてどちらも申請されています。この場合は建設課、経済課じゃなくて教育課と経済課と一緒にまたタッグを組んでそういった開発に取り組んでおられる。こういう一つの参考になると思いますので、どこか耳の隅にでも入れとってもらえれば、そういうやり方もあるということだと思ってもらえればいいと思います。今課長が言われたこの事業は、なるべく南関町でも多く広げていってもらって、少しずつでも里山の整備事業に繋いでいってもらえればいいと思います。なかなかこういう答えがもらったので予定よりも早く終わってしまいそうですけれどもまとめに入ります。

耕作放棄地などの田畑については先ほども言いましたように、多面的機能支払交付金事業などがあります。けど、里山についてはあまりこれは聞きません。先ほども言いましたように、この里山問題はいろんな所に影響を及ぼしております。繰り返し言いますが、少しでも解決に向けてのために決して全額とは言いませんけれども、行政の何らかの応援があってもいいのではないかと。またここで二重になりますけど、申し入れます。まだまだ自分たちがここで自分自身が知らない補助事業もそれはあるかもしれません。しかし、現に私がいろいろ調べてみました。主に森林の乱開発を防ぐための条例はいくつか見られますし、どの行政でもこれはやっております。乱開発に向けて、あとは希少生物の保護に対しての条例ですね。これはありますけれども環境整備のための条例はあまり見受けられませんし、見つけ

れませんでした。あるかないか、これは自分でもわかりません。けど、この南関町においては森林の保護も大事ですけれども、里山が荒廃していくことによる悪影響のほうが遥かに大きいんじゃないかと思います。それこそが今南関町に課された課題じゃないかと思いますし、そのためには南関町にぜひ見合った条例を、一番最初に町長も答弁で言ってもらいましたけれども、見合った条例を策定し支援策をぜひ講じてほしいと思っております。住みよい町を作るためにもより一層の環境整備にこれからも努めいただきたいと思っております。これで質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続いて、7番議員の質問を許します。

7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） こんにちは。7番議員の立山です。今回、2点の質問を通告しておりますので、それに従いまして質問していきたいと思っております。

一つ目が災害対策についてということと。もう一つが農業問題についてでございますけど、井下議員の里山のあれと農業問題については関連してくるかと思っておりますけど、同じような答えが出てくるかもしれませんけれども、よろしく願いいたしたいと思っております。

まず災害対策でございますけど、昨年7月ですね、大雨が降りましてかなりの災害が出ております。この町長の最初の施政方針の中で令和3年3月ですかね、公共災で30カ所、農災で32カ所出ているということの報告がありましたけれども、残りのほうが非常に多いわけでございます。これが復興状況はどのように進んでいくかちゅうとが被害に遭った方々が非常に問題視しておられます。特に農地に関しましては、これから先、種を撒いたりとか肥料を振ったりとか、そういうことをしていかんやいけませんので、それに災害が復興ができなければ、どのように種子の注文なり、肥料の注文なりをしていくか非常に皆さん困っておられます。それでこれからのどのような計画で進んでいくかちゅうとを、特に災害に遭った方々に知らせるちゅうか、案内をしていくかちゅうとが一つ問題になってくるんじゃないかと思っております。

それと、耕作放棄地の問題ですけど、これは私も以前から質問しておりましたけど、やはり高齢化と農業だけではなかなか食っていけない小さい農業では食っていけないというようなことから、何か耕作放棄地が増えているような感じがします。特に最近では、ここ何年か続けて災害が起こってきて、そのあとなかなかそこでは耕作ができないというような現状が出てきておまして、道を通っていけばかなり荒れた圃場が見えてきます。また畑におきましても有害鳥獣が入ってきて作物を作られないとか、そういうような現状が今起きておりますので、何か対策を猟友会なん

かで猪なんか獲っていただいておりますけど、まだほかにいろいろ対策などはないかその辺の町のほうとして何か考えているか、その答弁のほうよろしく願いいたしたいと思います。

あとは自席のほうから質問いたします。

○議長（橋永芳政君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番、立山秀喜議員の災害対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1番目の災害の復興状況はどのようになっているのかについてお答えします。今回の豪雨による甚大な災害につきましては、被災された家屋等の罹災証明書の発行や見舞金の交付、浸水家屋等の災害廃棄物の処分、大規模な土砂崩れによる建物の解体や土砂の撤去、宅地や農地の土砂の撤去等、農地や林地、公共施設の災害復旧工事に係るもの以外につきましては、ほぼ復旧しているものと認識しております。

災害復旧工事につきましては、農地・農業用施設は国の災害規定に該当した箇所は災害査定等にも時間を要しましたので、これから復旧工事に着手することとなります。公共施設の災害についても同様で、これからの復旧となります。また、農地・農業用施設で国の災害として採択できなかった小災害につきましては、町の小災害復旧補助金を活用していただき299件の申請に対し、すでに257件、85%の完了報告を受けております。

次に、2番目の河川、農地の復興はどれくらいの期間がかかるかについてお答えします。本年度被災しました南関町の河川におきましては、18カ所全てを令和3年3月中に発注し、令和3年12月末までの完了を目標に準備を進めております。農地につきましては、農業用施設と合わせて223カ所の被害箇所がありますので、令和4年度までを事業期間として復旧する計画としております。現在、32カ所の発注準備を行っており、順次発注していく計画としておりますが、発注箇所は通行や通水に支障をきたしている農道や水路、農地に覆い被さった排土等を優先として関係者の方々と協議しながら進めていくこととしております。熊本県が管理しています関川につきましては、上流域の南関町から下流域の荒尾市までの約20km区間を対象とし、本年度から令和5年度までの4年間で災害に該当した箇所以外での家屋の浸水被害の解消を目的として災害復旧助成事業に取り組んでいただくことになりました。南関町の区間につきましては、まだ詳細な時期や該当箇所等を示されていませんので、分かり次第報告をさせていただきたいと思います。また、この件に関しましては、3月27日土曜日には、事業の着工式を荒尾市で開催することと

しており、議長、副議長をはじめ総務産業常任委員の皆様には年度末のお忙しい中ではありますが、御出席賜りますようよろしくお願いいたします。そのほか県河川の琵琶瀬川につきましては、通常の災害復旧として発注準備をされており令和4年度内の復旧見込みと伺っております。

次に、農業問題についての耕作放棄地が増えているようだが、何か対策は考えられているのかについての質問にお答えいたします。耕作放棄地問題に関しては、国県の状況を見ましても増加傾向にあるのは顕著であります。本町におきましても本定例会冒頭の施政方針でも申し上げましたように、就農者の高齢化や農業後継者の不足、日照条件及び農地の不整形、耕作条件が悪い農地を引き受ける担い手がないなど様々な要因により圃場整備が未実施な地区を中心に耕作放棄地が増加傾向にあります。

対策としましては、中山間地域における持続可能な農村づくりを進めるとともに、地域の状況に応じた農業農村整備事業並びに日本型直接支払制度の活用、農地の集積、集約等を継続的に推進しながら、今後も耕作放棄地の解消に取り組んで参りたいと考えております。農業農村整備事業による圃場整備の推進につきましては、平成22年度より着手した中山間地域総合整備事業による南関西地区、南関東地区の10工区、受益面積55haの面整備が本年度に事業完了したところであります。また、昨年3月に国の事業採択をいただき農業競争力強化農地整備事業により本年の秋に本工事着工予定の上長田地区をはじめとして、町内18地区の整備事業を推進しております。さらに日本型直接支払制度の活用推進については、農地等を集落等共同で管理する取り組み支援として、中山間地域等直接支払事業での条件不利地域への支援、また多面的機能支払事業にて農地・農業用水路等の保全管理のため地域の共同活動により行われる取り組みを支援しながら農地等の保全に取り組んでいただいております。

次に農地の集積、集約の推進については農地中間管理機構を活用した担い手への集積、集約を圃場整備完了地区並びに圃場整備推進地区を中心に実施しており、圃場整備未実施地区においても遊休農地の発生を抑制するため農地の貸し借りを引き続き推進していきたいと考えております。今後は地域の担い手を中心とした地域営農組織の推進及び企業等の農地参入を促進しながら、耕作放棄地を含めた農地の有効活用ができるようと考えております。また、各地区における今後の地域農業の発展や安全安心な農村地域の形成に向け地域の実情に応じたきめ細かな対策を持続的に推進していきたいと考えているところであります。

以上をお答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 答弁ありがとうございます。それでは、まずは災害対策につきまして復旧状況ということで今町長のほうから詳しく説明いただきましたけど、まず県河川の関川についてでございますけど、関東のほうから被害がかなりずっと下のほうまで出ておりますけれど、今現在我々が通ってみて工事をやっているのが久重の井下君のちょっと手前のほうですかね、あそこは今しかかっておりますけど残りの関東のほうとか、あとうちの前ライスセンターの前とか、そすと八重丸の河川ですね、それとかまだ下のほうにも何箇所かありますけど、その辺の計画のほうは大体町のほうではわかりますかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今御質問ありました関川につきましてですけども、一応県のほうの管轄になっておりまして、上流側につきましては、詳しくいけば堀池園よりも上流側になりますけど、そこについては通常の災害査定を受けて工事を発注しますということで伺っておりますので、それにつきましては3月末までには発注を終えたいということで伺っております。通常の災害でございますので、令和4年度までの間に完了予定でいかれるということで計画を聞いております。

それから関下金丸付近ですね、八重丸あのあたりににつきましては、もともと河川の改修計画がございましたので、それを盛り込んだところで災害復旧をやりたいというところで、たぶんそこにつきましては、恐らく町長の答弁にもありましたが令和5年度までにかけてという形の事業にのっかっていくんじゃないかということと伺っております。どの部分から入るかということは詳細には伺っておりませんが、今堰の付近をやっておりますので、あのあたりから両対岸を続けて発注しますよということでは伺っております。そこにつきましても予定では3月以内にはあの辺は出したいということで伺っております。それから下流側にいきますと先ほどおっしゃいましたように、ライスセンター辺りですけれども、そこについても通常の災害復旧という形で考えておられるそうなので、それにつきまして発注については3月末には発注されて、恐らく県ですので1年がかりの工期か何か長い工期を取られていかれるのではなかろうかと考えております。それから下流側につきましては、建屋とか浸水したところがございますので、そこにつきましては今から再度測量し直ししながら、河川断面の拡幅とかもしくは掘削したりとか、そういう計画を今から考えられているということで、それも合わせて令和5年度までにやられるということで、詳しいところは先ほど町長の答弁にもありましたけど、時期とかこの工区をいつするよというお知らせをいただいておりますので、今言えるのは通常の災害に出す区間においては一応3月までには発注しますよ。ただ、工期につきましては、令

和3年度から令和4年度にまたがる工期になりますよということで、ちょっと長い工期のほうをおっしゃっておられます。一応わかっている範囲はそこまででございます。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 農地に面している災害に遭っている地域、特に八重丸のあそこは河川が決壊しまして、基盤整備の田んぼが1町ばかり流れておりますけど、その復興するのも令和4年から令和5年までぐらいかかるということで、かなり泥が流れておりますし、圃場の中には石がいっぱい入っております。その辺の復興でかなり時間がかかると思いますが、やはりそこで耕作しておられた方々がどうしても肥料とか農薬の都合がありますので、種物とかですね。その辺がやはりみんな不安がっておりますし、よその地域もみんな一緒なんですよ。自分とこの圃場の出入りができないとか、流れてはっててもう面積が半分になっているとか、そういうところが何箇所もありますし、特に久重の琵琶瀬川ですね。あそこはここ何年か続けて圃場がなくなっているようなところが何箇所もあります。その辺もかなり復旧するには期間がかかると思いますが、その辺の連絡とかは恐らく区長さんのほうにはいっていると思いますが、区長さんから下のほうに連絡いきよつかどうかようとわからんとですよ。尋ねてこられるんですよ。うちのところはいつでくつとだろかとか、みんな心配しておられますので、その辺の連絡網はどのようになっていますかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今御指摘の件ですけれども、連絡網自体が正直なところございません。県のほうもなかなか町に情報を提供していただけないので、こちらから伺っている状況が現在の状況でございます。どがんなとつかいというので議員さんからおっしゃられまして、私どもが定期的に伺いをたてるところでございます。ですので、発注計画がまとまりましてこの回出すよということがわかれば、まずうちの建設課のほうへ担当課のほうから土木のほうですので、玉名のほうから情報をいただきまして、それを元に区長さんへお知らせしながら地主さんのほうへということで連絡体制を作っていきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） やはり町民の方がみんな心配しているんですよ。激甚になって出して一応通っておるけど、いつ工事が入つとだろかとか、その辺の連絡がわかり次第区長さんなり、その被害を挙げられた方、名前出されている方なんかになるべく早めに連絡を取っていただきたいちゅうとですたいね。それと町河川のほうも一緒でございますけど、町河川も今度30カ所ですかね、3月出てるという

ことでございますけど、いつどがんなっととかなちゅうとが連絡があまりきとらんとですよ。その辺の連絡が町のほうなりから、区長さんなり地域の人に誰かに連絡がいけば早めにいけば皆さん安心するんですよ。町が早くやってくれたとかです。その辺のちょっとしたことの連絡をやっていただかないと、みんな不安がっておりますので、その辺をよろしくお願いいたしたいと思います。それと、また今年大雨か何かきて、これ以上の災害が出た場合はどうなる。また延びる可能性がありますけど、その辺どう考えておられますかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今御心配の件ですけれども、災害復旧が間に合わなかった場合はそれ以上の災害は起きるかと思えます。一応河川につきましては、3月末までに発注して今入札の準備をしていただいておりますので、業者が決まりましたら地主さんとか関係者にお知らせをしようと思っておりますので、まだ業者が決まっていない段階でございますので、まだ連絡のほうしておりません。目標は一応12月いっぱいということで考えておりますので、早いところは6月の梅雨前にはできる箇所もできると思えますけども、やっぱり関川周辺とかでかい災害が起きたところについては若干の時間を要するかと思えます。ただ何とか次の災害に来るまで終われるところは河川ですので、復旧のほうは急いでいただくようにとられた業者さんのほうには御指導をしていきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） なるべく連絡のほうを密にやっていただきたいと思えます。それとさっき町長のほうから荒尾南関の共同の関川河川の話がありましたけど、今回というか今まで河川の砂とか石とかの除去ですね、毎年200mぐらしか確かできよらんだったと思うんですよ。今回予算を見てもかなりの金額が出ておりますので、これがかなり除去ができるんじゃないかと思えます。大体どれくらいぐらいできる計画ですかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 予算としましては、今2,000万円程度あげておりますけど、実際現状を測量して回っておりませんのでどのくらいというのはなかなか、1,000万円ですかね、すいません。

○町長（佐藤安彦君） 助成事業がだろ、県の。

○建設課長（嶋永健一君） 県の助成事業につきましては、今申請挙げているところがございますので、なかなかどのくらいというのはなかなか申し上げることできないのが申し訳ないんですけれども、実際来年度事業入りまして現地を測量してそれからということになるかと思えますので、それからだったらお答えできるかと思

ます。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 助成事業につきましては、時期、工区についてはまだ未定ということでありますけども、今立山議員の御指摘ありました土砂の堆積している地域が非常に多くて災害にも影響を与えておりますので、そういった地域につきましては、町としてもこういったところを土砂の浚渫をしてほしいとそういったことを要望箇所も、こちらとしても考えながら県に要望箇所を挙げていきたいと考えます。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） なるべく多く、早く、災害が起きる前に良ければ除去をしていただきたいと思います。特に今玉名なんか、玉名行けばあれ境川ちゅうとですかね、あれは。三ツ川のほうからずっといとは。あそこはかなり土砂ば上げよっですもんね。あれくらいはまって上げていただくと、あの辺な災害がちょっとひどかったけんですね、うちのほうも関川の災害もかなり減ってくるんじゃないかと思えます。関村の前の八重丸の堰が一応撤去されて、あそこ河川が1m50cmか2m近く下がっておりますので、あの辺については今度は水が上がってくるとはあんまり考えられんとばってんですね、ああいうような状況が上のほうまで続ければ被害なんかも河川の氾濫の被害ちゅうとも減ってくるんじゃないかと思えます。ただ、このまんま土砂の撤去なんかが遅ければ、これからも災害が出てくるんじゃないかと思えますので、極力早めにやっていただきたいと思います。

それと次ですね、農業問題について入りたいと思えます。毎年、耕作放棄地ちゅうですかね、そういうところが年々増えてきているようですけど、大体農業委員会のほうで調査が入っていると思えますけど、ここ数年の流れちゅうとは大体わかりますかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） ここ数年の流れを御報告いたします。平成30年が農地面積2,040haに対しまして、放棄率は24%、490ha程度となっております。令和元年度に関しましては、2,026haに対して517ha、25.5%。令和2年度に関しましては、2,015haに対して492ha、24.4%と推移しております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 大体500前後を行ったり来たりしてるような状態ですけど、令和2年は耕作放棄地が減っているというような感じが報告であったような感じですけど、これは減っていったんですかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） これは年度年度で推移をしておりますけども、基本的には分母の農地面積が山林化した農地に関しましては、非農地化の推進を農業委員会でやっております。農地面積の減少については非農地化及び農地転用等が考えられるところです。

○議長（橋永芳政君） ここで、一般質問の途中ですが、10分間休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後4時22分

再開 午後4時31分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 1番の災害のほうは一応終わっておりますので、農業問題の耕作放棄地ですね、これについて2、3質問していきたいと思えます。

先ほど課長のほうから耕作放棄地の流れが数字的に言われましたけど、やはり耕作放棄地を少なくするには、やはり町長の答弁の中にもありましたが、やはり担い手なりまた基盤整備を進めて、それに伴った担い手なり後継者を作っていくのが一番手っ取り早いわけでございますけど、なかなかこれが南関町においては進んでいかないうような状態ですね。今私たちの地域でも今ちょうど換地公表に入っておりますので、なかなかそこで揉めるわけでございますね。これはどの地域も一緒だと思いますけど、私たちのところも農地の集積をみんな図って、担い手にみんな最終的に寄せていこうという話し合いになりまして、そのあとなるべく共同作業ちゅうですかね、全てを共同でやろうという話まで出ています。これはどの地域でも少しの共同はやっていると思えますけど、やはりこれから先ですね、特に高齢者が多かかんですね、やはりいろいろの作業するにあたって、一人二人じゃちょっとできないとか。やはり種まきなんか10人ばかり寄っていっぺんにすれば、何千枚で撒くとも簡単にできますし、高齢者が一人二人でやりよつと、もうそれだけでしたくないちゅうようなことが出てきます。それともう一つがどうしても農業には機械が必要になりますので、やはりその機械も共同利用をするように私たちのところではそれを皆さんに声をかけております。これはどの地域も全地域やっければ農家の負担ちゅうとがかなり減ってくると思えますので、そうすればいろいろなところでいいところが出てきたら耕作放棄地ちゅうかほかの所に労働力を持っていかれるので耕作放棄地も減ってくるんじゃないかと思えます。特に今まで歴代町長、南関町の基幹産業は農業です、農業ですと佐藤町長も先ほど基幹産業は農業ですと言わ

れたので、ぜひその辺を力を入れていただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、7番議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番議員の質問を許します。

5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 5番議員の杉村です。私のほうから小・中学校におけるいじめ等の問題についてを質問いたします。荒玉管内において、いじめによる「重大事態」が発生しましたが、当南関町においてはいじめ等は発生してはいないか。また、いじめの予防対策はどのように行っているのかを伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この後の質問は自席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋永芳政君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 5番、杉村博明議員の小・中学校におけるいじめ等の問題についての御質問にお答えします。まず、町の教育大綱の最初には、「児童生徒の命の尊厳と安全で安心な学校生活を保障する。」と示してあり、学校のいじめ等の問題については、最優先事項として対処していかなければならないと考えております。また、学校は成長途上にある児童生徒が集まる場所である以上、人間関係のトラブルが全く起こらないとは考えられないことから、いじめはどこの学校でもどの子にも起こり得るという認識の下に、重篤化させないことに努め、その中で子どもたち一人ひとりの居場所があり、安心安全を実感できる楽しい場所でなければならないと思っております。

現在、各学校ではそのような観点から作成されている「いじめ防止基本方針」のもとでいじめ問題等に対応していただいております。御質問の南関町の小・中学校でのいじめ等の発生については、昨年11月に県内全児童生徒を対象に実施しました「心のアンケート」で「いじめられたことがある」と回答した児童生徒は、小学校18.8%、中学校2.4%でした。その中で学校の認知件数は、小学校5件、昨年度は6件、中学校は本年度ゼロ、昨年度10件で今も継続指導中は小学校4件、昨年度は中学校2件でございました。次にいじめの予防対策について、まずいじめの未然防止の取り組みとして、各学校には人権教育や命を大切にする教育など基盤となる取り組みのほか生徒指導では、年間計画に、1子ども同士の人間関係づくり。2子どもと教師の信頼関係づくり。3教職員の一致団結した取り組み。4学校と保護者、地域と連携・共同の4観点からの取り組みを位置付けていじめ問題に対する正しい理解をはじめ、児童生徒、教職員、保護者間等の風通しの良い関係づくり、

更には多様な生き方、価値観を認め合える学校づくりに努めていただいております。また、いじめが起こった場合の対応では、いじめの早期発見、早期対応から解消がポイントになることから、子どもたちの状況を把握するために教職員の日常的な観察等での気づき、心のアンケートなどの定期、不定期の調査、計画的随時の教育相談、本人や友達、家族からの訴えなどの情報収集にも努めるようお願いをしているところでございます。本年度はコロナ禍の中で長期間の自粛生活や、行事の中止等で心にストレスを抱える子どもたちも多く、その反動としていじめ等が増えるのではないかと気になっておりました。いじめの現状を先にお答えしましたように、中学校では昨年度から改善傾向にありますが、不登校児童生徒が増加している現状もあります。今回の「心のアンケート」では、自由に使える情報通信機器の所持率について小学校では81.5%、中学校では92.9%と高い割合で小学3年生以上の1日の使用時間については3時間以上使用していると回答した児童生徒が、小学校で10.8%、中学校で20.9%もいて生活リズム等の乱れが不登校の増加に繋がっている一面もあるのではないかと考えているところでございます。

また、ネット上で悪口を書いたり、仲間外れをしたことがあると回答している児童生徒も各校数名いて、SNS等の使用については家庭でのルール作りやフィルタリング設定等の課題も明らかになっているところでございます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） ありがとうございます。いじめに対して、これはいじめをやったほう、受けたほう、これは大人になってもずっと頭の中にあると思うんですよ。どちらも被害者と思います。やったほうも受けたほうも、あとあと大人になってもずっとそれが頭に残って、いじめられたほうはずっといじめられたんだと。こういったことがあったんだと大人になっても頭の中には必ず残るんじゃないかと思います。また加害者のほうもこういったことをしたんだと、あとで後悔することもあるかと思います。そしてまた学校の先生、また保護者こういった目の中で見えないところでこのいじめとか起きてくるんですよ。どうしても目の届かないところで起きる陰湿ないじめが起きて重大な問題になりがちです。そういったのを先生方も気を付けていってもらってるとは思いますけど、これはやっぱり保護者と先ほど言われましたように学校の先生、指導員の方、また保護者と連携してまた地域住民の方も連携して、こういったのはいじめは南関町からはなくすような努力をしなければ、なかなか重大な問題になる前に未然に予防するのが一番なんですけど、なかなか先ほど申しましたように、見えないところで発生するというところでなかなか

か難しい問題だと思えます。この指導員の方、男性、女性二人、二人じゃなくてもいいんですけど、両方でいらっしゃるということなんでしょうか。一緒にその指導は問題等が発覚した場合とか、わかった場合とかそういったのは対処はどのようにされてますか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 実際にいじめ等に該当する事案が起こった場合は、教職員は複数体制と言いますか、どういう状況かというところをまっさらな状況で訴え状況を聞き取ると言いますか、傾聴するという、まずそういうスタンスで聞き取りをしまして、もちろん受けたほう、加害のほうも同じスタンスで聞き取りをして、どういう状況であるかという分を掴むと言いますか、把握するそういうスタンスで望んでおります。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） やっぱりこういった問題が発生すれば、複数の方で対応していただくのが当然だと思えますけど、このいじめに対して私のほうからこの議会の中でこういった質問をする。そして皆さんのほうにできるだけこういった南関町の教育は、こうやっていじめ対策をしているんだというのを、なかなかこういった質問をしないと一般の住民の方はわからないんですよ。議会だよりとか見てこういった質問があつて、こういった答弁がされたんだと。南関町はいじめに対する予防のやり方はこうやってやってるんだというのが、できるだけ住民の方、また子どもたちにもわかってもらって、このいじめをなくすという取り組みをしてるんだということをできるだけ住民の方にも知っていただき、安心していただき、またいじめとか発生した場合、目撃されたとかそういったのがわかれば知らせ、教育委員会とか学校にも知らせたりできるので、そういったいじめを絶対にないような町にしていきたいと思っておりますので、できるだけ学校のほうも努力されていると思えますけど、これ一層のいじめを絶対になくすんだということで、授業の中でも道徳、人権問題等の学習とかで中にもされているようなところもありますので、安心しておりますので、皆さん方の大変な努力をされていると思えます。その辺を十分皆さんの住民の方にも知っていただいて、絶対この取り組みを知っていただきたいと思って私は今回質問をいたしました。また、近隣で発生しておりますので、特に南関町がどのようになっているのかということも皆さん知りたいんじゃないかと思って、私は今回は質問したわけなんです。特に南関町でいじめが発生したからといって私が今回質問したわけじゃないんですよ。どういった教育委員会の、また学校関係者、保護者の方がどういった取り組みをされているのかということのを全体に共有してこの問題を解決していかないとできない問題ですので、また皆さん方の努力と学校の先

生方にも、子どもたちの今後の大人になってからこういったことはなかったんだと  
いうことで、今から先人生長いですから、子どものとき受けたらそれはずっとやっ  
ぱり引きずっていきますので、そういったことが絶対ないようにしていかなければ  
ならないと思って、今回質問したわけです。

私のほうから今回短い時間でありましたけど、この解決することを願っていじめ  
がないようにしていくように努力みんなでしていきたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

私のほうから今回これで時間は短いですけど、終わりたいと思います。以上です。

○議長（橋永芳政君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。明日9日、明後日10日は休会とし、1  
1日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

これで散会します。起立、礼。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時48分

